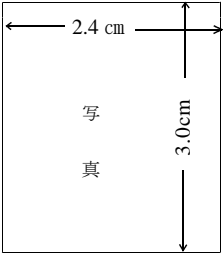


様式第八号（第十七条関係）

表

 <p style="text-align: center;">( 年 月撮影)</p> <p>主たる事務所の所在地 代表者氏名</p>	<p style="text-align: center;"><b>従業者証明書</b> 従業者証明書番号</p> <p>従業者氏名 ( 年 月 日生) 業務に従事する 事務所の名称 及び所在地 この者は、宅地建物取引業者の従業者であることを証明します。 証明書有効期間 年 月 日から 年 月 日まで</p> <p>免許証番号 国土交通大臣( )第 号 知事</p> <p>商号又は名称</p> <p style="text-align: right;">印</p>
---	--

8.547 cm以上 8.572 cm以下

5.392cm以上 5.403cm以下

裏

<p>備考</p>
<p>宅地建物取引業法抜すい</p> <p>第48条 宅地建物取引業者は、国土交通省令の定めるところにより、従業者に、その従業者であることを証する証明書を携帯させなければ、その者をその業務に従事させてはならない。</p> <p>2 従業者は、取引の関係者の請求があったときは、前項の証明書を提示しなければならない。</p>

備考

- 1 従業者証明書番号の付し方は、次の方法によること。
  - (1) 第1けた及び第2けたには、当該従業者が雇用された年を西暦で表したときの西暦年の下2けたを記載するものとする。
  - (2) 第3けた及び第4けたには、当該従業者が雇用された月を記載するものとする。ただし、その月が1月から9月までである場合においては、第3けたは0とし、第4けたにその月を記載するものとする。
  - (3) 第5けた以下には、従業者ごとに、重複がないように付した番号を記載するものとする。
- 2 業務に従事する事務所に変更があったときは、裏面に変更後の内容を記入し、事務所の長の印を押印すること。
- 3 従業者の現住所等必要な事項がある場合には、裏面に記入すること。
- 4 用紙の色彩は青色以外とすること。
- 5 証明書の有効期間は5年以下とすること。

様式第八号の二（第十七条の二関係）

従 業 者 名 簿

氏 名	性別	生年月日	従業者証明書番号	主たる職務内容	取引主任者であるか否かの別	住 所	この事務所の従業者となった年月日	この事務所の従業者でなくなった年月日

備 考

- 「従業者証明書番号」の欄には、法第48条第1項の証明書の番号を記入すること。
- 「取引主任者であるか否かの別」の欄には、取引主任者である者には○印をつけること。
- 一時的に業務に従事する者についても記載すること。
- 記載すべき事由が発生した場合には、2週間以内に記載すること。なお、記載事項について変更、訂正等をするときは、変更、訂正等をする前の文字等は、なお読むことができるようにしておくこと。